

14 知っておきたい手当・助成金・制度

医療費助成

保険診療による自己負担分を助成します。

※保険外診療及び入院時食事療養費に係る標準負担額は、助成の対象になりません。

対象者	18歳到達後最初の3月31日までの児童
受給者証の交付	申請後交付します
助成方法	県内の病院等では健康保険証と一緒に、受給者証を病院の窓口に表示してください。(窓口無料) 県外の病院等では窓口で医療費を支払ってください。(窓口有料) ※県内の病院等で受給者証を提示しないで受診したとき及び県外で医療費を支払ったときは、受診月の翌月以降に払い戻しの申請をしてください。申請時用意していただくものなど詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

児童手当

18歳到達後最初の3月31日までの児童(高等学校修了前に該当する年齢の児童)を養育している方に支給されます。

[手当額(月額)]

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～18歳到達後最初の3月31日まで	10,000円	

<第〇子の数え方> 18歳到達後最初の3月31日までの児童のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

補助制度

小中学校就学援助(私立小中学校除く)

経済的理由のため、小学校、中学校への就学が困難と認められる場合、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助が受けられます。担任の先生にご相談ください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育推進課 ☎23-5904

ご存じですか?ヘルプマーク・ヘルプカード



- ヘルプマークとは
義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としている方々が、バック等につけるなどすることで、周囲の方に手助けを必要とすることや、「見えない障がい」への理解を求めるものです。
- ヘルプカードとは
手助けが必要な人が普段から身に着けておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。本人の氏名や緊急連絡先、必要な援助等を記載する欄があるため、カードを見せることで周囲の方に必要な情報をすぐに、正確に伝えることができます。
- ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら
状況に応じて席を譲ったり、声をかけたり、安全のための行動の支援をしたりするなど「おもいやりのある行動」をお願いします。
- 配布場所・配布条件
次の場所で、希望者に無償で配布しています。(郵送による配布は行いません)
①多治見市役所 福祉課
②岐阜県東濃県事務所 福祉課
③岐阜県庁 障害福祉課
④障がい者総合相談センター(身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター)



貸付制度

生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)

奨学金や他からの借り入れが困難な方が対象の貸付制度です。高校や大学、高等専門学校の入学に必要な経費、授業料等の貸付を行います。ひとり親家庭の場合は「母子父子寡婦福祉資金」へのご案内となります。

お問い合わせ 多治見市社会福祉協議会 ☎23-6332

高校生奨学金

進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由のため学資の支弁が困難な高校入学見込者に対し奨学資金を給付します。

- [対象者] 高校入学見込者で学業成績優秀で本人または親が市内在住であること。
- [交付額] 月額5,000円 ※返還義務なし [人数] 14人以内
- [決定方法] 中学校の校長からの推薦を受け、教育委員会会議にて決定。
- [申込期間] 1月～2月(予定)。詳細は、ご自身の学校または教育総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育総務課 ☎23-5856

高校入学準備資金

経済的な理由によって高等学校等に修学が困難な生徒の進学を支援するため、入学準備資金を給付します。

- [対象者] 高校入学見込者で学業成績が優秀で、本人または親が市内在住であること。
- [交付額] 50,000円 ※返還義務なし [人数] 20人以内
- [決定方法] 中学校の校長からの推薦を受け、教育委員会会議で決定。
- [申込期間] 1月～2月(予定)。詳細は、ご自身の学校または教育総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育総務課 ☎23-5856

大学生奨学金

進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由のため学資の支弁が困難な大学生・短期大学生に対し奨学資金を給付します。

- [対象者] 大学または短期大学入学見込者で、学業成績が優秀またはスポーツ、文化活動に卓越した成果を挙げた者で、保護者の住民税所得割が非課税であり、保護者が入学年度の前年の4月1日において1年以上市内に住んでおり、保護者が市税等を滞納していないこと。
- [交付額] 月額25,000円 ※返還義務なし [人数] 6人以内
- [決定方法] 高校の校長からの推薦を受け、教育委員会会議で決定。
- [申込期間] 7月～10月(予定)。詳細は、教育総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育総務課 ☎23-5856

県の奨学金制度(貸付型)

岐阜県選奨生奨学金(大学生・高専生)

岐阜県選奨生奨学金(高校生)

岐阜県子育て支援奨学金

岐阜県高等学校奨学金

※上記4つの複数の奨学金制度を同時に利用することはできません。

大学・短大・高専・公立高校の奨学金のお問い合わせ

岐阜県教育委員会 教育財務課(管理経理係)
☎058-272-8734(直通) メール:c17773@pref.gifu.lg.jp

私立高校の奨学金のお問い合わせ

岐阜県環境生活部 私学振興・青少年課(私学助成係)
☎058-272-8249(直通) メール:c11151@pref.gifu.lg.jp

多治見市学習支援事業

学習環境などに支援を必要とする世帯の子どもを対象に、学習習慣を身につけるとともに、基礎学力の定着を図り、子どもたちの将来の選択肢を広げるサポートをします。※詳しくはホームページをご確認ください。

- [事業内容] ●学校の宿題など、学習教材を各自で持ち寄り、集中して学習できる場を提供します。
●分からないところを学習支援員がサポートします。 ●学習のみならず、日常生活上の相談にも応じています。

[場所] ヤマカまなびパーク・旭ヶ丘公民館・根本交流センター

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 こども家庭課 ☎23-5958

